

志佐川内水面振興協議会規約

(名称)

第1条 この会は、志佐川内水面振興協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、志佐川流域における漁場利用関係を適切にし、水産動物資源の保護培養を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は次の委員で組織する。

- (1) 松浦市長
 - (2) 松浦市議會議長
 - (3) 上志佐体験型振興会長
 - (4) 水利組合代表 1名
 - (5) 採捕関係者 6名以内
 - (6) 本協議会が特に定めたもの
- 2 委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。
- 3 協議会に顧問を置くことができる。

(役員)

第4条 協議会に、会長1名、副会長1名、監事2名を置く。

- 2 会長には松浦市長が就任し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 監事は、協議会の会計監査を行う。

(漁場監視員)

第5条 協議会に漁場監視員6名以内を置く。

- 2 漁場監視員は、協議会の指示により業務を遂行しなければならない。

(庶務及び所在地)

第6条 協議会の庶務は、松浦市役所において処理する。協議会の所在地は松浦市志佐町里免365番地とする。

(事業)

第7条 協議会は次の事業を行う。

- (1) 水産動物の繁殖保護に関すること
- (2) 漁場利用に関すること
- (3) 漁場に関する監視指導に関すること
- (4) 長崎県内水面漁場管理委員会との連携、協議運営に関すること

(会議)

第8条 協議会の会議は、年1回開催し、必要な場合は臨時に開催する。

(経費)

第9条 協議会に必要な経費は、別に定める協力金のほか、助成金、寄付金により充てる。

(会計)

第10条 協議会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規約は、平成22年3月1日から施行する。